

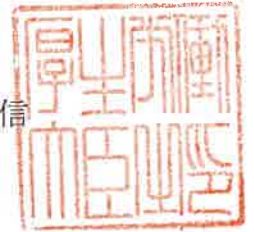
厚生労働省発基安0905第1号

令和 5 年 9 月 5 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「建設業労働災害防止規程変更案要綱」について、貴会の意見を求める。

建設業労働災害防止規程変更案要綱

第一 自主的な安全衛生活動の促進に係る規定の充実

会員は、建災防方式「新ヒヤリハット報告」を活用し、労働災害防止に努めなければならないこととする。

第二 墜落による危険の防止措置の充実

一 会員は、足場の設置幅が一メートル以上ある場合は、本足場を設置しなければならないこととする。

二 会員は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て等の後において、点検者を指名し、その者に点検及び必要に応じて補修又は取替えをさせることとする。また、その点検結果及び補修等の措置内容を記録し、点検実施者の氏名を明記させることとする。

三 会員は、脚立及び移動はしご作業においては、適正な使用を励行しなければならないこととする。

第三 電気による危険の防止措置の充実

会員は、停電して作業を行う場合には、作業指揮者を指名することとする。

第四 地山の崩壊等による危険の防止措置の充実

一 会員は、地山等の掘削の作業を行う場合には、作業個所及び周辺の地山についてあらかじめ、次に掲げる事項についてボーリングその他適当な方法により、調査を行わなければならないこととすること。

- 1 形状、地質及び地層の状態
- 2 き裂、含水、湧水及び凍結の有無及び状態
- 3 埋設物等の有無及び状態
- 4 高温のガス及び蒸気の有無及び状態

二 会員は、地山等の掘削の作業を行う場合には、第四の一の調査結果に基づき、次の各号に掲げる事項を含む施工計画を定め、かつ、当該計画により作業を行わなければならないこととすること。

- 1 施工の時期、方法及び順序
- 2 掘削の順序に応じた安全なこう配のとり方
- 3 掘削の作業を行う場合又は掘削面の下方で作業を行う場合にあっては、掘削箇所の上部の地山若し

くは掘削面の崩壊又は落石を防止するための防護の方法

4 土止め支保工等の構造

5 排水の方法

6 掘削面又は土止め支保工等の点検及び補修等の方法

三 会員は、地山等の掘削の作業を行う場合には、作業箇所及びその下方に関係者以外の者の立ち入りを禁止するとともに、その旨を表示し、又は監視人を置く等の措置を講じなければならないこととする。

四 会員は、浮石等の除去作業をする場合には、作業者に保護帽及び適切な保護具を使用させることとする。

第五 車両系建設機械等による危険の防止措置の充実

一 会員は、車両系建設機械による危険を防止するため、路肩、傾斜地等であつて、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれがある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えた車両系建設機械を使用するように努めるとともに、シートベルトを備えた車両系建設機械においては、運転者にシートベルトを使用させなければならないこととすること。

二 会員は、コンクリートポンプ車の輸送管等の組立て又は解体を行うときは、作業の方法、手順等を定め、これらを作業者に周知させ、かつ作業を指揮する者を指名して、その直接の指揮の下に作業を行わせなければならないこと。

三 会員は、クレーン等の安全装置等については、点検及び整備を行わなければならないこととする。

四 会員は、二人以上の作業者により玉掛け作業を行う場合には、あらかじめ玉掛け作業責任者を指名し、その者に直接指揮させることにより当該作業を行わせなければならないこととする。

第六 型枠支保工、足場等の倒壊等による危険の防止措置の充実

一 会員は、支柱の脚部の滑動を防止しなければならないこととする。

二 会員は、壁つなぎを設ける場合には、メッシュシートの取り付け等、強風による被害を防止するための措置について検討を行い、その結果に基づいて壁つなぎの取り付け間隔を決定するものとする。

三 会員は、鉄筋コンクリート（RC）造の工作物の解体又は破壊の作業を行う場合は、コンクリート造工作物の解体等作業主任者、鉄骨（S）造の解体又は破壊の作業を行う場合は建築物の鉄骨の組立て等作業主任者、鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造の解体又は破壊の作業を行う場合はコンクリート造の

工作物の解体等作業主任者及び建築物の鉄骨の組立て等作業主任者の両方の資格を有する作業主任者を
選任しなければならないこととする事。

第七 有害物及び有害環境による健康障害の防止措置の充実

一 会員は、建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体又は改修（封じ込み又は
囲い込みを含む。）の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、石綿等（石綿若しくは石
綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物をいう。以下同じ。）による作業者
の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は鋼製の船舶（以下「建築物等」とい
う。）について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録し、三年間保
存しなければならないこととする事。

二 会員は、第七の一の調査を行うに当たり、一般建築物石綿含有建材調査者等一定の知見を有し、的確
な判断ができる者をあてることとする事。

三 会員は、第七の一の調査において、当該建築物等の石綿等の使用の有無が明らかとならない場合には、
石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録し、写しを作業場に備え付けるとともに、三

年間保存しておかなければならないこととする。

四 会員は、解体等の作業を行う作業場には、次の事項を、見やすい箇所に掲示するとともに、事前調査による記録の写しを備え付けなければならないこととする。

1 調査終了日

2 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合にあつては、分析のための試料を採取した場所を含む。）及び材料ごとの石綿等の使用の有無の概要

五 会員は、次のいずれかの工事を行うときは、あらかじめ、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機と、この項による報告を行う者の使用に係る電子計算機との電気通信回路で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して所定の事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならないこととする。

1 建築物の解体（当該工事に係る部分の床面積の合計が八十平方メートル以上であるものに限る。）

2 建築物の改修工事（当該工事の請負代金が百万円以上であるものに限る。）

3 工作物（石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）の

解体工事又は改修工事（当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。）

六 会員は、壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物等の解体等の作業を行う場合における石綿等を除去、封じ込め又は囲い込みをする作業において、それ以外の作業を行う作業場所からの隔離等の措置を講じなければならないこととする。また、隔離空間には、集じん・排気装置を設置し、内部の負圧化を行い、かつ、当該装置の所定の点検を行い、記録を三年間保存することとする。

七 会員は、石綿等を取り扱う作業場には、作業に従事する者以外の者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならないこととし、表示以外の方法により禁止したときは、立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととする。

八 会員は、次に掲げる作業に作業従事させる場合には、石綿等を湿潤な状態のものとすること。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難な時は、除じん性能を有する電動工具の使用、その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

1 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業

2 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業

3 粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業

4 発散した石綿等の粉じんの掃除の作業

5 粉状の石綿等を混合する作業

九 会員は、第七の八の1から5までのいずれかに掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、石綿等を湿潤な状態のものとする必要がある旨を周知させなければならないこととする。ただし、第七の八のただし書の場合は、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるよう努めなければならない旨を周知させなければならないこととする。

十 会員は、第七の八の1から5までのいずれかに掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。

十一 会員は、石綿等を取り扱う場所において常時作業に従事する作業員について、当該場所において他の作業員が従事した石綿等の取扱い作業の概要及び当該周辺従事者が周辺作業に従事した期間及び事前

調査結果の概要を記録することとする。

十二 会員は、ずい道建設工事における粉じん対策を推進するため、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」を活用し、建設労働者の健康情報等の登録を行うとともに、建設労働者の長期的な健康管理を講じるよう努めなければならないこととする。

十三 会員は、アーク溶接作業等では特定化学物質作業主任者等を選任し、法令に定める事項を行わなければならないこととする。

十四 会員は、化学物質等による労働者の健康障害を防止するため、安全データシート（SDS）等により、作業場所で使用する有機溶剤、特定化学物質等の危険性又は有害性等を確認して、リスクアセスメントを行うとともに、その結果等に基づき、リスクレベルに応じた安全衛生対策を講じることにより、リスクアセスメント実施の義務対象物質（以下「リスクアセスメント対象物」という。）に労働者がばく露される程度を最小限度にしなければならないこととする。

十五 会員は、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務を行う屋内

作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準以下としなければならないこととする。

十六 会員は、作業環境測定が必要な作業場所において、個人サンプリング法によりばく露濃度の測定及びその結果に応じて換気装置の風量の増加、基準値を超えた場合では濃度の測定結果に応じて有効な呼吸用保護具を使用させた都度、必要な事項を記録し、測定対象作業を継続している間及び当該作業を終了した後三年間保存しなければならないこととする。

十七 会員は、リスクアセスメント対象物を取扱う作業では、化学物質管理者を選任し、法令に定める事項を行わせなければならないこととする。さらに、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、保護具着用管理責任者を選任しなければならないこととする。

十八 会員は、雇い入れ時等の教育において、危険性・有害性のある化学物質を取扱う事業場では、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければならないこととする。

十九 会員は、作業に使用する皮膚・目刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質等について、その物質の有害性に応じて、保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切

な保護具を使用しなければならないこととする。

二十 会員は、衛生委員会において、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行わなければならない。委員会の意見、意見を踏まえて講じた措置の内容及び委員会における議事等重要なものに関して、その記録を三年間保存しなければならないこととする。

二十一 会員は、衛生委員会を設けている事業者以外の事業者は関係労働者から意見聴取の機会を設けるようにしなければならないこととする。

二十二 会員は、ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合には、ラベル表示・文書の交付その他の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければならないこととする。

二十三 会員は、酸素欠乏危険作業に作業者を従事及び一部を請負人に請け負わす場合は、当該作業を行う場所の空气中の酸素濃度を十八パーセント以上（第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあつては空气中の酸素濃度を十八パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を百万分の十以下）に保つように換気を行わなければならないこととする。

二十四 会員は、作業員又は酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせた場合は当該請負人を酸素欠

乏危険場所へ入場又は退場させる場合には、人員点呼を行うとともに、酸素欠乏作業場所に作業に従事する者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととする。

二十五 会員は、非常の場合に作業者を避難させ、又は酸素欠乏症にかかった作業に従事する者を救出する場合は、必要な空気呼吸器等、はしご、維持ロープ等の整備を行い、救出作業に当たっては、空気呼吸器等の使用の措置を講じなければならないこととする。

二十六 会員は、騒音障害防止のため、「騒音障害防止のためのガイドライン」の順守の徹底に努めなければならないこととする。

第八 規程の実施を確保するための措置の充実

会員が安全施工サイクル活動の実施、業務に起因する危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置（リスクアセスメント）の実施、建設業労働安全衛生マネジメントシステムの導入、「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」及び建災防方式「新ヒヤリハット報告」等を促進するための環境整備を図ることとする。

第九 その他

所要の規定の整備を行うこと。

第十 適用日

この規程の変更は、厚生労働大臣の認可のあった日から起算して九十日を経過した日から適用すること。